(2)分権・協働型社会を先導する県庁づくり

① 地方分権に対応した国・市町村との関係づくり

(地域主権改革への対応)

番	_是 個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
ш	事項	4X WE 02 b 1 42.	נפליום	大心的对	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次门羊八峒 00次术
9	5 地域主権改	・地域主権改革に対応するため、 全国知事会と連携した分権改革の 提言、職員の意識な革、市町村と の連携強化などに取り組む。 ・国の出先機関の原則廃止、権限 移譲などの政府の取組に対し、国 と地方の適切な役割分担の観点から検討を進め、権限と財源の一体 的な移譲を国に働きかける。 ・義務付け・枠付けの見直しに伴い 必要となる県条例等で、地域の 実情に応じた具体的な取組の検討		毎年度	〇県独自及び全国知事会と連携した 国への提言・要請活動等を実施 〇国の出先機関に係る中部圏研究 会の開催(1月、3月実施) 〇「義務付け・枠付けの見直し」に伴 い必要となる、県条例等の整備に 向けた連絡調整(説明会4月実施)	(継続実施) (4月、6月、10月、12月実施) (説明会4月、9月実施) (説明会4月、9月実施) (「義務付け・枠付けの見直し」に伴う条例を整備(6条例)	(継続実施) (継続実施) ○国の出先機関改革に係る東海三県一市検討会での検討(5月実施) (説明会5月実施)	(継続実施) (継続実施) 〇「さらなる地方分権改革に向けた 愛知県提言」を全国知事会議に提出(4月実施) (説明会4月実施)	(◎継続実施)	〇国に対して提言や要請活動を継続的に実施してきたことで、権限委譲や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革が一定程度進んだ。 〇義務付け・枠付けの見直しに伴い必要となる県条例の整備について毎年度、説明会を開催し、現時点までに32条例が整備された。 ○啓発活動としてセミナー及び出前分権教室を毎年度開催し、県民への情報提供を行ってきた。セミナーにつ
		受情に応じた異体的な取組の検討を行う。 ・地方分権や、地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による機運の醸成を図る。			〇分権セミナー(10月、11月実施)、出前分権教室(5月、7月、12月に2回、2月実施)を開催 〇道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(10月、12月、1月)を実施	〇分権・道州制セミナー(7月、1月実施)、出前分権教室(7月、10月に2回)実施)を開催 〇地方分権・道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(8月、12月、1月、2月)を実施等	出前分権教室(8月、10月に3回、11月、2月実施)を開催) 〇地方分権・道州制に関する庁内の調査研究の一環として調査研究レボートを作成	○「権限移譲」に伴い必要となる対応について連絡調整(連絡会議12月実施) ○分権・道州制セミナー(10月、2月実施)、出前分権教室(11月実施)を開催 ○道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(1月、3月)を実施	(説明会4月実施)	旧称提供を打りてきた。というにいては、毎回100名を大きく上回る参加者に来ていただいた。また、出前分権教室については、県内市町村や大学などに職員が出向き、説明を行った。

(市町村への権限移譲の推進等)

番号	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
шо	事項	水心のとも	ניילום	大心时刻	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 久 门
	村への権限	市町村優先の原則に基づき、条例 による事務処理特例制度や個別の 法令の規定を活用した市町村への	関係部局	毎年度	○移譲事務数 784事務 ○汚染土壌の処理事業に関する計	○移譲事務を拡充 786事務 ○新たに生じた土地を確認する事務	〇移譲事務を拡充 796事務	○移譲計画に基づき平成25年度分 の事務移譲を実施 (移譲事務の延べ数43)	○移譲計画に基づき平成26年度分 の事務移譲を実施 (移譲事務の延べ数38)	○移譲モデルの設定と市町村における移譲計画の策定により、県から市町村への権限移譲は確実に進展し
	19 BX 07] EXE	権限移譲を計画的に推進する。			画書等を受理する事務等について移譲団体を追加	等について移譲団体を追加	(条項)を追加(4月実施)	〇新規移譲事務として31事務 (条項)を追加(4月及び9月実施)	(1988 7 370) 2 3000)	た。
					○重点移譲事務項目を設定し、あらか じめ事務処理マニュアルを提供する	(8月から実施)	〇一般旅券の発給申請の受理・ 交付等を行う事務等を新規に 移譲(4月実施)			
					など市町村への情報提供を強化		〇市町村に移譲モデルに沿った移譲 計画の策定を依頼 (5月実施)			
						重点改革プログラム 41 県から	市町村への権限移譲の推進			
	伴う市町村	権限移譲推進のため、事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成を始めとした支援措置を充実さ	関係部局	毎年度	〇市町村権限移譲交付金を交付	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○権限移譲に関する市町村担当者 会議の開催や、支援策・スケジュール 等の情報提供をし、移譲を推進すると
		せるなど、市町村の自主性・自律性に配慮した権限移譲を受け入れやすい環境整備を検討する。			〇権限移譲に関する市町村担当者 会議を開催 等	〇「地域主権改革推進一括法案(第2 次)」に係わる県から市町村への移 譲に向けた支援策及びスケジュー	会議を開催 (5月実施)			ともに、権限移譲特別交付金の交付 により、市町村における移譲を受ける 際の負担が軽減され、特別交付金制
						ルについて市町村へ情報提供 (6月・2月実施)	○移譲計画に従って事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付	○移譲計画に従って平成26年度に 事務の移譲を受ける市町村に対 し、市町村権限移譲特別交付金 を交付	◎移譲計画に従って平成27年度に 事務の移譲を受ける市町村に対 し、市町村権限移譲特別交付金	度を設ける直前の3年間と比較して約 2倍移譲が進展した。
						重点改革プログラム 41 県から	市町村への権限移譲の推進	を 欠 り	を交付予定	
98	の支援	派遣や市町村合併特例交付金の	関係部局	毎年度	〇西尾市及び幡豆郡3町の合併に向 けた取組を支援(23年4月1日合併)	〇合併した市町村に対して県職員の 派遣や交付金の交付等による支援	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇合併市町村に対する交付金の交付、新市基本計画等に登載された県
		交付などの人的及び財政的支援を 行うとともに、新市基本計画等に登			〇県職員の派遣や交付金の交付等	〇新市基本計画等に登載された県事				事業等の着実な推進や派遣職員の 派遣などの支援により、市町村にお
		載された県事業を着実に実施する などにより、一体的なまちづくりが 行われるよう、引き続き支援を行			により、合併市町村の地域づくりを 支援	業の着実な推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	ける合併後の体制強化につながった。
		フ。 また、自主的・主体的に合併を進める市町村に対して、情報提供や制度面における助言など、適切な支援を行う。								

番号	個別取組	取組の内容	部局実施時期	ia					第五次行革大綱の成果
田力	事項	双祖の内谷	即问 关心时	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 次 刊
99	広域連携へ の支援	機関等の共同設置や事務の委託 など地方自治法上の仕組の活用に 加え、新たな連携の取組としての 定住自立圏構想の活用など、市町	関係部局 毎年度	〇定住自立圏構想の推進に向けた 市町村の取組を支援 ・西尾市及び幡豆郡3町 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町	〇定住自立圏構想に取り組む市町 村に対する支援 ・西尾市 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇広域連合、定住自立圏構想等に取り組む市町村に対し、助言・支援を行い適切な広域連携につながった。
		村間の広域連携の取組に対して、情報提供や制度面における助言な			〇広域課題研究運営事業の実施 (9月、11月、2月実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	
		ど適切な支援を実施する。					○東三河広域連合設立準備に 対する助言	(◎継続実施)	
	の役割分担 を踏まえた 事務事業の 見直し	県と市町村の役割分担のあり方を 踏まえつつ、主体を一元化すべき 事務事業については重複を解消す るとともに、連携協力して実施すべ き事務事業については効果的・効 率的な共同処理を推進する。	関係部局 毎年度	○名古屋市内の都市河川管理権限の名古屋市への移譲を推進	○名古屋市内の都市河川管理権限 を名古屋市に移譲 (対象河川14河川を移譲完了) 重点改革プログラム 24 消費生	〇生涯学習推進センターについて、 県と市町村の役割分担を明確化し、 生涯学習施策をより広域的・専門的 に推進する体制に移行	〇県民生活プラザの相談体制見直し について検討し、県と市町村の役 割分担を踏まえた組織体制の再 編計画を策定、平成25年11月に 市町村へ提示	相談体制再編、「消費生活総合センター(仮称)」設置に向けた準備実施 ②豊田加茂県民生活プラザの相談	〇県と市町村の役割分担等を踏まえた県民生活プラザの組織体制の再編計画を策定した。 〇平成27年4月に県民生活プラザの相談体制を再編し、『消費生活総合セ
					重点改革プログラム 34 生涯学	智推進センターの見直し		機能については既に管内市の相談 体制が整っているため、平成27年 3月末までに廃止	ンダー(仮称)]を設直する予定。
	県単独補助 金の見直し	市町村に対する県単独補助金について、県と市町村の役割分担を踏まえて存続すべきかどうかを見直し、存続する場合にあっては市町村の利便性を高める方向で検討す	関係部局 毎年度	○廃棄物処理施設設置費補助金を 廃止(22年度をもって廃止)○市町村下水道事業費補助金の普 及率等を踏まえた配分の重点化	〇市町村振興事業費補助金の市町 村自律支援事業(将来のまちづくり 等に関する調査研究、権限移譲を 受けるための環境整備等)への重 点化を実施				〇県と市町村の役割分担を踏まえた 県単独市町村補助金の廃止、市町村 の利便性を高める補助メニューの統 合、防災分野での補助金の統合など を行った。
		්ර <u>ි</u>		等 -	・ 〇市町村の利便性を高める補助メ ニューの統合を検討	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	・廃棄物処理施設設置費補助金を 廃止(22年度)
					一ユーの机占を挟む	・緊急市町村地震防災対策事業費 補助金について、市町村の利便性 を高めるため、一部補助メニューを 統合		・緊急市町村地震防災対策事業費 補助金と市町村消防施設整備費 補助金を統合し、南海トラフ巨大地 震等対策事業費補助金を創設	・緊急市町村地震防災対策事業費 補助金について、細かなメニューを
					重点改革プログラム 40 県単独	市町村補助金の統合			
	する市町村 負担金のあ り方の検討	県が行う土木事業や土地改良事業 等に対する市町村負担金につい て、国の直轄事業負担金制度の見 直しに合わせて、そのあり方を検討 し、見直しや改善を行う。	農林水産 部	〇工事雑費及び事務費に係る負担金を廃止〇事業実績を市町村に開示し透明性を確保完了					〇県が行う土木事業や土地改良事業等における工事雑費及び事務費に係る市町村負担金を廃止するとともに、事業実績を市町村に開示し透明性を確保した。

② 県民・企業等との協働、連携の推進

(NPO等県民との協働の推進)

- ₩ - □	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
田万	事項	取組の内谷	司)问	天旭时朔	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次1] 単入禍の成果
	働事業の実 施	専門性、先駆性や機動性などNPOの特性を活かし、協働を進めることが社会全体にとって効果的・効率的な公共サービスにつながるよう、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、NPOとの協働事業を実施する。		毎年度	ONPO等県民との協働事業を推進 <実績>101事業 【取組例】 ・鳥類生息調査 ・東三河生物多様性保全調査事業 等	ONPO等県民との協働事業を推進 <実績> 99事業 【取組例】 ・環境学習施設「もりの学舎」の運営 (愛・地球博記念公園内) ・新しい公共支援事業基金事業の 実施 等	ONPO等県民との協働事業を推進 <実績>91事業 【取組例】 ・NPO等が行う生活困窮者等支援事業 ・地球市民交流センターのプログラム 実施	<実績>71事業(4~3月実施) 【取組例】	 ◎NPO等県民との協働事業を推進 〈実施予定〉69事業 (4~3月実施) 【取組例】 ・海岸漂流物に関する普及啓発活動モデル ・アルコール依存症関連対策事業等 	ONPO等県民と行政の協働を進めることにより、社会全体の効果的・効率的な公共サービスの提供につながった。 ・野鳥の会の専門性や機動性などNPOの特性を活かし、効果的・効率的に調査を行った。 ・NPO、学生、企業等が協働して、生態系に配慮した緑地整備を行うとともに、フリーペーパーを作成し啓発を行った。

	個別取組	7.47 - 4-4	±2.5							佐工とに共上帰る4-B
番号	事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	- 第五次行革大綱の成果
104		さまざまな行政課題に対し、行政と NPOが果たす役割や行程等を示す「協働ロードマップ」づくりを県政 各分野で推進する。	関係部局	毎年度	○協働ロードマップづくりを促進 ・NPOと企業の協働ロードマップを 策定	○協働ロードマップづくりを促進 ・「多世代が交流し互いに支えあえ る地域づくり」を策定	○協働ロードマップづくりを促進 ・多文化共生社会づくりにおける連携・協働〜ちがいを認め合い、互いを尊重し合う社会の実現を目指して〜始め6件を策定	○協働ロードマップづくりを促進 (8~3月実施) ・ロードマップ策定事業により「孤立 化する子育て家庭を地域でどう支 えていくのか」始め3件を策定	◎協働ロードマップづくりを促進 (8月頃~3月実施) ・ロードマップ策定事業(2テーマ) を実施予定	〇地域の公共サービスに関わるNP のなど多様な主体と、対等の立場で、 合意を形成していく行政側の能力形成につながった。また、地域全体で公 サービスを支えていくときのサービスの提供主体であるNPOの活性化に寄与することができた。
105		NPOアドバイザーによる県民やN POからの相談対に関する助言のほか、NPOと企業の協働を促進するための取組など、NPO等に対する支援事業を実施する。また、NPOとの協働に関する説明会や職員研修会、出前講座の開催を始め、地域の実情に即した市町村に対する支援事業を実施する。		毎年度	ONPOアドバイザーによる相談対応 174件 ONPOと行政のテーマ別意見交換会 を開催(2回 計8テーマ) ONPOと行政の協働に関する実務 者会議 全体会(2回) 作業部会(2部会各3回) ONPOとの協働に関する説明会の 開催(1回 64名参加) O職員研修会の開催 (7回 1,338名参加) O市町村職員研修会の開催 (1回 52名参加)	ONPOアドバイザーによる相談対応 122件 ONPOと行政のテーマ別意見交換 会を開催(1回 3テーマ) ONPOと行政の協働に関する実務 者会議 全体会(1回) 作業部会(2部会各3回) ONPOとの協働に関する説明会の 開催(1回 50名参加) O職員研修会の開催 (5回 655名参加) O市町村職員研修会の開催 (1回 62名参加) O新しい公共支援事業基金を活用 し、NPO等の活動支援を実施	ONPOアドバイザーによる相談対応 65件 ONPOと行政のテーマ別意見交換 会を開催(1テーマ 4回) ONPOと行政の協働に関する実務 者会議 全体会(1回) 作業部会(2部会各3回) ONPOとの協働に関する説明会の 開催(1回 50名参加) O職員研修会の開催 (4回 522名参加) O市町村職員研修会の開催 (1回 65名参加)	○NPOと行政のテーマ別意見交換会を開催(1回 2テーマ)(10月実施)のNPOと行政の協働に関する実務者会議(5~3月実施)全体会(1回)作業部会(2部会各3回) ○NPOとの協働に関する説明会の開催(1回 41名参加)(4月実施)の職員研修会の開催(4回 558名参加)(7月実施)の市町村職員研修会の開催(1回 57名参加)(4月実施)の新しい公共支援事業基金の2年間の成果の普及啓発を行い、NPO等の活動支援を実施(7~8月実施)	(②継続実施)	〇地域の公共サービスに関わるNP のなど多様な主体と、対等の立場で、 合意を形成していく行政側の能力形 成につながった。また、地域全体で公 共サービスを支えていくときのサービ スの提供主体であるNPOの活性化 に寄与することができた。
106	県と推進	県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による会議・イベントの企画・運営や、住民との指動など、事業の目的・内容に応じた多様な手法により、県民・地域との協働・連携を推進する。		毎年度	【取組例】 ・環境に対する場合に対する。 ・生事が調が対し、自然を表別の開催を表表が対し、自然を表別の開催を表表が対し、自然を表別の開催を表表が対し、自然を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコモビリティライラ」 ・環境にやさフ」の推進 県民の集い」の開たる「県民の集い」の開たる「県民の集い」の開たり、一大の内、最新性の明によったがリエンナーレのの最新性の明によったがリエンナーレの最新性の明によったがリエンナールの最新性の明によったがリエンナートでは、一大の一大の大きでは、一大の大きでは、一大の一大の大きでは、一大ない、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大の大きでは、一大ない、一大ない、一大ない、一大ない、一大ない、一大ない、一大ない、一大ない	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコモビリティラの推進 「関係にかさつ」の推進 「関係に対して、	【取組例】 ・環境にやさつ」の推進 (現場にからで)の (1) では	【取組例】 ・環境にやさて)の推進 ・環境にやさて)の推進 ・関連に発生をは、2014」の開催(11年)に、2014」の推進 ・関連に対して、2014」の開催(11年)に、2014」の開催(11年)に、2014」の開催(11年)に、2014」の開催・モビ」を、2014」の開催・モビ」を、2014」の開催・モビ」を、2014」の開催・モビ」を、2014」の開催・エジューレ2013のが表現に、2014」の開催・アナーレ2013のが表現を、2014」の関連を、2014で、2014で、2014を、201	○環境にい交通行動「エコモビリティライフ」の推進意識の浸透による「エコモビリティライフ」の推進意識の浸透による「エコモビリ東民の「エコを構成人員数件と154団体 → H26 180団体のあいちトリエンナー型2010及び2013におど多いカーレのの運営あいちトリエンナー型でであいたがであいちトリエンナーとのでは、とのアークがイドッアでも図では、とができた。の防犯ボランティアの支援と1年2月に乗いるでは、大のボランティアの支援と1年2月に乗いてが、大のボランティアの支援と1年2月に乗いてが24年第80年のでは、大のボランティアの支援と1年2月に大きにあいち地域定全戦略2015」によりでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き

(企業・大学との連携の推進)

_	<u> </u>	~ //3	この連携の推進)								
来	:号	固別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
田	7	事項	松恒の内内	미나이	大心时别	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	カユグロ 半八神の成末
11		業との連 の推進	企業が取り組む社会貢献活動等と の連携を積極的に推進する。	関係部局	毎年度	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 591社2,036事業所 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体>64団体 ・環境パートナーシップ・CLUB <参加団体>276社 ・コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数>5社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業>1校・10社 ・「海上の森」との企業連携プロジェクト<連携企業数>6社 ・県有林での「企業の素づくり」事業 <連携企業数>10社 ・県有林での「企業を素づくり」事業 <連携企業数>10社 ・県発祥の食品企業>11社 等	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 647社2,269事業所 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体>85団体 ・環境パートナーシップ・CLUB <参加団体>271社 ・コンビニチェッンとの連携・協力 <連携企業数>5社 ・ス連携企業数>2社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業シ1校・9社 ・「海上の森」との企ようは・原本がで、事携企業数>10社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数>10社 ・場に業数>10社 ・場にませる。	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 〈連携企業数> 701社2,379事業所 ・陶磁資料館においてイオンのCSR 活動を誘致(6月実施 39名参加) ・あいちEV・PHV普及ネットワーク 〈参加団体>87団体 ・環境パートナーシップ・CLUB 〈参加団体>261社 ・コンビニチェーンとの連携・協力 〈連携企業数>5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 〈連携企業数>3社 ・愛知ブランドものづくり。講座の開催 〈9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクトく連携企業数>6社 ・県上の森」との企業連携プロジェクトく連携企業数>6社 ・県上の森」との企業連携プロジェクト(9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクト(9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクト(9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクト(9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクト(9~12月実施) ・「海上の森」との企業連携プロジェクト(9~12日、第一位社会、12社会、12社会、12社会、12社会、12社会、12社会、12社会、12	【取組例】 ・安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 720社 2,420事業所 ・あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体>88団体(6月末現在) ・環境パートナーシップ・CLUB <参加団体>255社(6月末現在) ・コンビニチェンとの連携・協力 <連携企業数>5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 <連携企業数>3社 ・愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業ショ社・「海上の森」との企業6月プロジェクトく連携企業数>14社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数>14社 ・あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業>14社 ・あいち食育サポート企業コ	<連携企業数> 200社以上の新規登録(24~27年度までの期間中) ・陶磁美術館において企業のCSR活動の誘致活動を実施 ・環境パートナーシップ・CLUB 〈参加団体>264社(6月25日現在) ・コンビニチェーンとの連携・協力 〈連携企業数>5社 ・スーパーマーケットとの連携・協力 〈連携企業数>3社 ・愛知ブランドものづくり」講座の開催 〈参加校・参加企業>5核・未定・「海上の森」との企業連携プロジェクトく連携企業数>6社 ・県有林での「企業の森づくり」事業 〈連携企業数>19社 ・あいち食育サポート企業団 〈県発祥の食品企業>14社 等	パートナーシップ制度の推進を図った
1	携る	を推進す 仕組づく	社会貢献活動等に関する企業からの提案と公共ニーズをマッチングする、新たな仕組づくりについて検討する。	関係部局	26年度 まで	〇企業の環境活動等実態把握調査 を実施 ・アンケート(2,000社対象)に回答が あった165社の社会貢献活動事例を ウェブサイトで公開	〇「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により、随時、登録を受け付け(累計166社)				〇企業の社会貢献活動等を広く県民 に紹介できるウェブサイトを新規に作成し、5年間で170社の活動を公開することができた。
1		の推進	芸術・文化、教育、環境、防災、医療・福祉、産業、まちづくりなど多岐 にわたる分野で大学の有する専門	関係部局	毎年度	○大学との意見交換会を開催	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)		〇試験研究や研修、フォーラムの開催など、幅広い分野において、毎年度100を超える県と大学との連携事業
			的な知識を活用していく連携事業 について、継続的に取り組んでいく とともに、県と大学との連携に係る			○大学連携ポータルサイトを開設	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	を実施することができた。また、さらなる連携の強化に向け、大学との意見 交換会や愛知学長懇話会における情
			取組の一層の活発化に向けた情報 共有、意見交換を推進する。	ŧ		○愛知学長懇話会における県の施策 に関する情報提供	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	Frederica Control of the Control of	報提供などを通じ、大学との情報共 有を図ることができた。
						<連携事業>100事業 ・試験研究機関における大学との 共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・栄養関係学科との連携による 食育啓発(60小学校で食育劇上演) ・高大連携高校生防災教育推進事業	〈連携事業>142事業 ・試験研究機関における大学との 共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・栄養関係学科との連携による 食育啓発 (90小学校等で食育劇上演)		<連携事業> 149事業 ・試験研究機関における大学との 共同研究(⇒取組事項「70」参照) ・あいちトリエンナーレ2013において、愛知県立芸術大学、名古屋	・試験研究機関における大学との	〇大学連携ポータルサイトでは、各大学の地域連携の取組や研究活動、教員情報など、適宜更新を行い、利用者に最新の情報が提供できるよう運営した。
						・高人建携高校生防災教育推進事業 「高校生防災セミナー」を開催 ・愛知県総合教育センター・大学共同 研究委員会を設置 ・あいち理数教育推進事業 (「知の探究講座」など) ・理数系教員養成拠点校構築事業 等	(90/小学校等で長育劇工)。 ・愛知県総合教育センタ・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開) ・大学と県教育委員会との連携推進会議を設置(新規) ・	字連携建総会教育センター・大学共同・愛知県総合教育センター・大学共同 研究委員会の開催(教員養成を設定 学の学生に研修を公開・教師を育てる教師の育成と研修の在り方に関する研究の実施)・大学と県教育委員会との連携推進会議の開催・「あいちの学校連携ネット」の運営・あいちの大学「学び」フォーラムの開催	芸術大学、名古屋造形大学が連携し、「アートラボあいち」で展覧会を実施(8月~9月実施)・愛知県総合教育センター・大学共同	・愛知県総合教育センター・大学共同連携協議会の開催・大学と県教育委員会との連携推進会議の開催	〇あいちトリエンナーレ2010及び2013 において、地元芸術大学連携プロ ジェクトとして展覧会や講座を実施し たほか、作品制作や作品運営などに おいても多くの協力を得た。
								○陶磁資料館「大学等パートナー シップ事業」を実施 ・県立大学との包括協定締結 (7月)	(継続実施) ・愛知学院大学とのパートナーシップ 展示「古陶磁の構造を探る」を実施(6 月~12月実施)	(◎継続実施)	○陶磁美術館「大学等パートナーシップ事業」導入を機に大学との連携が 進んだ。

(3) 効率的かつ適正で創造力にあふれる行政組織の実現 ① 定員・給与等の適正管理 (定員の適正管理)

	に良い旭エ	I							
番号	個別取組	取組の内容	部局 実施時	朝				:	- 第五次行革大綱の成果
	事項			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	管理(知事 部局等と教 育の事務部 門)	知事部局等と教育の事務部門については、事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などの合理化の取組や行政需要の動向に応じた適正な定員管理に引き続き取り組む。	関係部局 毎年度	○事業の廃止及び縮小 ・公共事業の減少 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の一部民間委託 等	○事業の廃止及び縮小・生物多様性条約第10回締約国会議開催支援事務の終了等○事務処理方法の改善、民間委託等・浄水場運転管理業務の民間委託等○組織の合理化・名古屋東部丘陵工事事務所の廃止等○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少を、より厳密に精査することをとい過去して程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適正に人員見直しに反映	・コロニー中央病院給食業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・三河繊維技術センター豊橋分場の廃止 等 (継続実施)	○事業の廃止及び縮小 ・印刷業務の廃止 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・下水道関連業務体制の見直し 等 (継続実施)	○事業の廃止及び縮小 ・あいちトリエンナーレ2013の終了 等 (継続実施) ○組織の合理化 ・労働委員会事務局組織体制の見直し等 (@継続実施)	○事務事業の見直し、事務処理方法 の改善、民間委託の推進や重点改革 プログラムの推進等により、削減目標 を達成した。
		図個主題 知事部局等及び教育の事務部門において、平成22年度から平成26年度までの5年間で500人を削減し、平成10年度定数に比較して4分の3以下にスリム化した職員体制を実現する。		●数値目標に対する実績 職員定数を293人削減 〔進捗率 58.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を75人削減 22~23年度 計368人削減 〔進捗率 73.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を70人削減 22~24年度 計438人削減 〔進捗率 87.6%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を46人削減 22~25年度 計484人削減 〔進捗率 96.8%〕	●数値目標に対する実績 職員定数を26人削減 22~26年度 計510人削減 〔進捗率 102.0%〕 達 成	●数値目標に対する実績 22~26年度の削減目標500人に対 し、510人を削減し、目標を達成 [目標達成率 102.0%]
111	管理(教職 員部門)	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。本県独自措置の教職員定数については、効果を検証しつつ、国に対して財政措置の対象とするよう要請することを含め、そのあり方について検討していく。また、職員定数については、業務の実施体制の合理化・効率化などによる適正な管理に取り組む。	教育委員 毎年度	○職員定数を153人削減 「児童生徒数の増減に伴うもの等 +22人標準法による改善に伴うもの+210人本県独自措置の見直し等 ▲227人再任用職員の活用 ▲136人初任者研修定数等 ▲22人	○職員定数を22人削減 「児童生徒数の増減に伴うもの等 +179人標準法による改善に伴うもの+272人本県独自措置の見直し等 ▲309人再任用職員の活用 ▲135人初任者研修定数等 ▲29人	○職員定数を180人増員 「児童生徒数の増減に伴うもの等 +182人標準法による改善に伴うもの+136人本県独自措置の見直し等 ▲49人再任用職員の活用 ▲120人初任者研修定数等 +31人	*I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○職員定数を4人増員 「児童生徒数の増減に伴うもの等+105人標準法による改善に伴うもの+36人本県独自措置の見直し等 ▲22人再任用職員の活用 ▲96人初任者研修定数等 ▲19人	〇本県独自に措置している教職員定数の縮減など、教職員定数の適正配置に努めた。
	管理(警察 部門)	警察官については、治安の維持や 多様化する犯罪等への的確な対応 のために必要となる人員の適切な 配置に努めるとともに、引き続き組 ・人員の効率的運用や業務の合 理化に取り組む。 また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用 や業務の合理化の取組などにより、適正な職員配置に努める。		○職員定数を53人増員 警察官の定員 +55人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲2人	○職員定数を49人増員 (警察官の定員 +52人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲3人	○職員定数を22人増員 (警察官の定員 +23人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人	○職員定数を9人増員 (警察官の定員 +10人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人	○職員定数の増減なし	○警察官の定数を政令定数の増員に伴い、140人増員した一方、警察官以外の警察職員の定数を7人削減した。その結果、職員定数は133人増員された。 ○増員した警察官は、警察署鑑識体制やサイバー犯罪の取締り強化のために配置した。 ○警察官以外の警察職員は、庁務員で削減を進めた一方で、DNA型鑑定要員、情報技術支援職員等必要な要員の増員を行うなど適正な配置を行った。
		定員や給与等の適正管理などにより、人件費等の抑制に取り組む。	関係部局 毎年度	〇139億円削減 定員の適正管理 43億円 給与等の適正管理 96億円	○65億円削減 定員の適正管理 33億円 給与等の適正管理 32億円 重点改革プログラム 44 時間外	○26億円削減 定員の適正管理 14億円 給与等の適正管理 12億円 勤務の縮減	〇88億円削減 定員の適正管理 10億円 給与等の適正管理 78億円	○47億円削減 定員の適正管理 10億円 給与等の適正管理 37億円	○定員や給与等の適正管理などにより、人件費の抑制に取り組んだ。 ○365億円削減 (22~26年度合計) 定員の適正管理 110億円 給与等の適正管理 255億円

(給与等の適正管理)

	個別取組	T. 60 - 4-4	***	_					你 てた仁共士/個の古田
番号	事項	取組の内容	部局 実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	- 第五次行革大綱の成果 -
114	給与制度の 適正化	民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告制度を尊重して、給与制度の適正化に取り組む。	関係部局 毎年度	○22年人事委員会勧告を踏まえ、 給与改定を実施	○23年人事委員会勧告を踏まえ、 給与改定(24年4月)を実施 ○55歳超の管理職員の給料等につ いて減額措置を導入	○24年人事委員会報告を踏まえ、 給与制度の適正化を検討	○25年人事委員会報告を踏まえ、 給与制度の適正化を検討		〇給与改定、昇格制度の見直し、給 与構造改革における経過措置の廃止 など、人事委員会勧告(報告)を踏ま えた給与制度の適正化を行った。
115		・各種手当等について、趣旨や社会 情勢の変化などを踏まえ、そのあり 方を見直す。		○自宅所有者に対する住居手当を 廃止○特地勤務手当・へき地手当を 見直し○義務教育等教員特別手当を見直し○特別支援学校勤務者に係る給料 の調整額を見直し	〇行政委員報酬を見直し(8月実施)	○技能労務職員の適用給料表等を 見直し(4月実施) ○一般職の退職手当を見直し(3月 実施)	○特殊勤務手当(日額手当)を 見直し(4月実施) ○特別職の退職手当を見直し(1月 実施)	〇特殊勤務手当(月額手当)を 見直し(4月実施)	〇住居手当、退職手当、特殊勤務手 当など、各種手当等の見直しを実施 した。
					重点改革プログラム 45 特殊勤	<u>務手当の見直し</u> :			
					重点改革プログラム 46 技能労	務職員の給与の見直し			
116	勤務実績の 給与への反 映	人事評価制度による勤務実績の適 切な給与反映についての取組をさ らに進める。	関係部局 毎年度	○一般職員への人事評価制度導入 後の給与反映について検討	○24年度からの給与反映に向け、 要領等を整備	〇一般職員に対する給与反映を実施(4月実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇一般職員に対する人事評価に基づ く給与反映について要領等を整備し、 平成24年4月から実施した。
117	公舎の見直し	公舎については、事務事業の円滑な運営に資する目的で設置しているところであるが、設置目的等を考慮し、適宜見直しを行うとともに、必要性が薄れたものは廃止する。		〇49戸廃止 東三河県民事務所 1戸 心身障害者コロニー(高森台) 2棟32戸 東三河高等技術専門校 12戸 森林・林業技術センター 4戸	〇段戸山牧場単身用公舎8戸を廃止 (1月実施)	〇農業総合試験場公舎5戸を廃止 (11月実施)	○農業大学校公舎10戸を廃止 ○農業総合試験場公舎26戸を廃止 ○心身障害者コロニー公舎1棟8戸を 廃止(3月実施)		〇設置目的等を考慮し、適宜見直しを行い、必要性が薄れたものは廃止した。
					〇心身障害者コロニー公舎及び独身 寮のあり方・規模の再検証	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	
					重点改革プログラム 21 公舎の				
		図値≡隠 平成26年度末までに36戸以上を 廃止する。		●数値目標に対する実績 49戸廃止 達 成					●数値目標に対する実績 106戸廃止 (22~25年度) 達 成
118	教職員住宅の見直し	県立学校教職員住宅については、 平成22年度末に一部を廃止すると ともに、平成23年度以降存続させる 予定の住宅についても施設の港朽 化が進んでいることから、民間住宅 の供給状況等を考慮しながら、引 き続き廃止を含めた見直しを行う。	会以降	○122戸廃止 ○存続する154戸については民間の 供給状況や施設の老朽化等を考 慮しながら引き続き検討	〇平成27年度末までに設楽地区 (8戸)以外の住宅(146戸)をすべて 廃止する廃止計画策定(6月実施) 〇入居者への説明会(10月実施)				〇予定どおり22年度までに122戸を廃止した。また、24年度に作手地区住宅4戸を廃止した。
		数值 <u>目</u> 摄		●数値目標に対する実績	重点改革プログラム 20 教職員	住宅の見直し			●数値目標に対する実績
		平成22年度末までに122戸を廃 止する。		122戸廃止 達 成					126戸廃止 (22~26年度) 達 成

② 職員の能力を最大限発揮する人事管理

(人材の育成・活用)

番号	個別取組	取組の内容	₩	中长吐如						笠工次に某十級の成用
留写	事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	- 第五次行革大綱の成果
	育成ビジョ	分権・協働型社会にふさわしい人 材の育成と活用のあり方を検討し、 あいち人材育成ビジョンを見直す。	総務部	23年度	〇23年度の見直しに向け、職員意見 を聴取	〇あいち人材育成ビジョン(改訂版) を策定(3月) 完了				〇あいち人材育成ビジョン(改訂版) を策定した。(23年度)
	ブローテー	若手職員の能力向上と職務経験の 多様化を促すため、ジョブローテー ション制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○制度の充実に向け、職員意見の聴取、他県の事例収集	○ジョブローテーションの見直しの方 向性を、あいち人材育成ビジョン (改訂版)に掲載	○あいち人材育成ビジョン(改訂版) に掲載した見直しの方向性を踏ま え、26年度異動に向けて、事務職 員の見直し案を検討	○事務職員の新たなジョブローテーションについて制度を構築し、職員へ周知(5月実施)○27年度異動に向けて、専門職員の見直し案を検討		○専門能力の早期育成と組織力の 維持・向上などの観点から見直しを実施した。
121	研修プラン の見直し	人材育成ビジョンの見直しを踏まえ、職員の主体的な能力開発を支援するために、職員研修プランを見直す。	総務部	24年度		〇あいち職員研修プランを、人材育成ビジョンの見直しに合わせて整理・検討し、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に一体化して策定				〇あいち職員研修プランを、人材育成ビジョンの見直しに合わせて整理検討し、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に一体化して策定した。(23年度)
	力や経験・ 熟練を有す る職員の効	専門性や継続性を必要とする特定 分野について、異動ローテーション の見直しなど、高い専門能力や経 験・熟練を有する職員を効果的に 育成する仕組を検討する。	総務部	22年度 以降	〇専門性や継続性を必要とする特定 分野の検討	〇人材育成ビジョンの見直しに合わせ、実施方策を検討	○中堅職員の職務遂行能力の向上 ・能力開発の観点等から、人事異 動サイクルの見直しを検討 ○専門分野の職員のスキルを計画的 に育成する指針づくりの検討	○25年度異動において人事異動 サイクルを長期化 (継続実施)	(◎継続実施)	〇中堅職員の職務遂行能力や専門 能力の向上等の観点から、人事異動 サイクルの長期化を図った。
	未的な自成	月成りる江祖を快討りる。					〇高い専門能力と実績を有する人材 を認定する仕組みづくりの検討	(継続実施)	(◎継続実施)	
		職員の意欲を高めるとともに、職務 経歴や専門性の観点から自らの	総務部	毎年度	〇キャリアマネジメント研修を実施	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○重点ヒアリングを中心としたキャリ アマネジメントを見直し、より効果的な
		キャリア設計を行うなど計画的な キャリア形成を促すため、引き続き キャリアマネジメントを推進する。			○重点ヒアリング等を通じて、キャリア マネジメントを推進		〇キャリアマネジメントの再構築に 向けた検討	○新たなキャリアマネジメントを実施・重点ヒアリングの見直しを実施・若手職員のキャリア形成を支援 するキャリアサポート面談の実施	(◎継続実施)	人材育成体系への再構築を行った。
						〇人材育成ビジョンの見直しに合わせ、より効果的なキャリアマネジメントのあり方を検討	○職員自らが進むべき職務分野を選択し、計画的にキャリアを積むことでその職務分野における専門人材を目指す職務選択型人事制度を検討	(継続実施)	(◎継続実施)	
	への派遣研 修の充実	実践的な民間的感覚や発想等 (サービス意識、コスト感覚等)を身に付けるため、民間企業等への派 遺研修の充実を図る。	総務部	毎年度	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、 東海旅客鉄道、豊田通商、 ブラザー工業、ユニー	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、 岡崎信用金庫、東海旅客鉄道、 豊田自動織機、ブラザー工業	○7名派遣 派遣先:岡崎信用金庫、 スギホールディングス、 デンソー、豊田自動織機、 トヨタ自動車、ニデック、 名鉄観光サービス	○5名派遣 派遣先:スギホールディングス、 デンソー、ニデック、 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、 名鉄観光サービス	〇6名派遣 派遣先:アイシン精機、岡崎信用 金庫、豊田通商、東邦瓦斯、 ブラザー工業、 三菱UFJリサーチ&コンサルティンク	OH22〜26の5年間で延べ28人を派遣した。
125	役職ポスト への女性登 用の推進	男女共同参画プランに基づき、役職ポストへの女性登用を推進する。	総務部	毎年度	〇役職者総数に占める女性の割合 18.55%(22年4月)	○役職者総数に占める女性の割合 20.22%(23年4月)	20.70%(24年4月)	○役職者総数に占める女性の割合 21.9%(25年4月) ○女性職員の活躍促進に向けた 取組指針(H26年2月)を策定	○役職者総数に占める女性の割合 22.8%(26年4月) 《参考》 男女共同参画プラン2011-2015 目標値 28年4月 23%	○役職者総数に占める女性の割合を 着実に高めた(H22年4月:18.6%→ H26年4月:22.8%)。 ○女性職員の活躍促進に向けた取 組指針(H26年2月)を策定し、女性登 用のさらなる推進を図ることとした。
	の活用のあ	国で検討されている定年延長の動 向を踏まえ、高齢期職員の活用の あり方について検討する。	総務部	22年度 以降	〇国の動向等の情報収集	○国の動向等を踏まえ、高齢期職員 の活用のあり方について検討	○国が定年延長に替わり、再任用の 義務化を打ち出したことに伴い、制 度設計に関する情報を収集		おいてフルタイムで本格的な業務に	〇高齢期職員の活用のあり方について検討を進め、常勤再任用への登用 を拡充した。

番-	_ 個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
H	事項	以他の775台	며	大心时初	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 次 刊
12	あり方の検	将来の県政運営を担い、一層高度 化・複雑化する課題に対応できる人 材を確保するため、職員採用のあ り方について検討する。	人事委員		○各部局から現行採用試験制度の 課題等について、意見聴取	〇課題を整理し、採用のあり方に ついて検討	(継続実施)	○優秀な人材を確保するための対応 案の検討と取組の推進 (主な取組) ・職員採用情報HPを大幅にリニュ ーアル ・SNSによる情報発信を開始 ・関西地区での就職説明会を実施 ・「内定者の集い」を新たに開催 ・身体障害者採用選考の受験上限 年齢の引上げ(34歳→59歳)	(◎継続実施) (主な取組) ・第1回試験の募集数等の公表日程 を前倒し ・第2回試験の受験上限年齢の引上 げ(21歳→23歳)	〇受験者数を確保し、より質の高い 人材を採用するため、必要な取組み を実施した。
12	力向上	教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員に対し、指導 の大き研修を実施するとともに、講師 等の臨時教員に対しての研修を継続して行うなど、信頼される教員と しての意識改革に取り組む。	숲		○教員資質向上会議を開催・資質向上方策等を検討○管理職員パワーアップ講座を開催○支援を要する教員の把握及び研修の実施	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	(◎継続実施)	〇教科指導や生徒指導等を適切に 行うことができない教員を個別に指導・研修するだけではなく、管理職員 の人事管理能力を向上するための研修等を継続的に実施することで、多 角的な人材育成を行うことできた。

(能力・実績に基づく人事管理)

番-	⊒ 個別取	組取組の内容	部局	実施時期						・ 第五次行革大綱の成果
Ħ	事項	収組の内谷	마마	关心时期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次刊 <u>年</u> 入桐の成未
12	度の一部	制 職員が職務を遂行するに当たり発職 揮した能力(能力の発揮状況を見る「能力評価」)と成し遂げた業績(役割を明確化した上で成し遂げた業績を見る「業績評価」)の双方を適正に評価するとともに、業務の成果だけでなくプロセスも重視する人事評価制度を一般職員に導入する。	- È	24年度 までに	○業績評価(役割達成度評価)の 第2次試行実施 ・アンケート調査の実施、検証 ○能力評価の制度検討	〇人事評価制度を一般職員へ導入 <u>完</u> 了				〇人事評価制度を一般職員へ導入した。(23年度)
13	果の人事	結 人事評価制度の評価結果を任用、 管 給与、分限その他人事管理に活用 する。	総務部	23年度以 降	○他府県等の事例調査、活用方法の 検討	〇人事評価結果を翌年度の給与・ 任用等に反映 完了				〇人事評価制度導入に伴い人事評価の結果を、任用・給与・分限等の人事管理に活用した。
13		の 職務能力や勤務実績などが著しく 用 劣る職員や公務員としての適格性 を欠く職員に対しては、指導・改善 に努めるとともに、公務能率の維持 のため、分限制度を一層厳正に運 用する。	ŧ	22年度 以降	○他府県等の事例調査	〇分限事由に該当する可能性がある 職員への対応指針の策定	〇対応指針に基づく、分限制度の適 正な運用	(継続実施)		〇23年10月に、勤務実績不良等分限 事由に該当する可能性がある職員へ の具体的な対応や留意点等を定めた 「対応指針」を策定し、職員へ周知を 図るとともに、指針に沿った対応を進 めた。
13	2 教職員記制度の記事・充実	価 教職員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等がより適正に評価されるよう、教職員評価制度の改善・充実に取り組む。	会	毎年度	○教職員評価制度検討協議会を 開催・苦情申出制度の検討・評価シートの改善等について協議	(継続実施)	(継続実施) 〇教職員評価制度による評価を「地方公務員法第40条」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条」の規定に基づく勤務成績の評定として位置づけて実施			〇教職員評価制度を法に基づく勤務 成績の評定と位置づけて実施すると ともに、文書による周知、手引きの作 成等を通じて制度の定着を図った。こ れにより、教職員一人ひとりの能力・ 実績等がより適正に評価されることと なり、教職員の意欲の向上につな がった。

③ 活力ある職場づくり (多様な任用形態の活用)

-	号 個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
18	事項	収組の内谷	마마	天心时期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 次 刊
1	員数の確保 と多様な任	は 団塊の世代の大量退職がピークを 迎える中、職員の年齢構成の偏り をなくし安定した組織構成とするた め、職員の新規採用を一定数確保 しつつ、さらに多様な任用形態の活 用を図る。		毎年度	〇22年4月採用 競争試験241人 民間企業等職務経験者35人 身体·知的障害者7人 任期付職員17人 他	〇23年4月採用 競争試験256人 民間企業等職務経験者36人 民体·知的障害者9人 任期付職員13人 他	〇24年4月採用 競争試験270人 民間企業等職務経験者27人 身体·知的障害者9人 任期付職員12人 他	〇25年4月採用 競争試験302人 民間企業等職務経験者29人 身体、知的障害者9人 任期付職員21人 他	競争試験298人 民間企業等職務経験者24人 身体·知的障害者13人 任期付職員24人 他	〇団塊世代の大量退職に伴う補充については、世代間の偏りに配慮しながら新卒者数の確保に努めるとともに、民間企業等職務経験者や任期付職員、常勤再任用職員等を積極的に活用することにより、円滑な組織運営を図った。

-	号個	固別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
田	ל	事項	収租の内 谷	可问	关心时别	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次11年入 祠 の成未
10	職の	務経験者 採用制度	民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、民間企業等職務経験者の採用制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○22年4月採用 35人 行政11、社会福祉4、薬学4、 電気1、機械1、化学4、 建築5、土木5 ○22年度実施試験から農学を追加	○23年4月採用 36人 行政17、社会福祉5、薬学3、 電気1、機械1、化学1、農学2、 建築3、土木3 ○23年度実施試験から環境工学を	〇24年4月採用 27人 行政14、社会福祉1、薬学2、 電気2、機械1、化学1、 環境工学1、農学1、建築2、土木2	○25年4月採用 29人 行政18、薬学1、電気1、機械1、 化学2、環境工学1、建築2、土木3	〇26年4月採用 24人 行政10、薬学3、電気1、機械1、 化学1、環境工学2、農学2、 建築1、土木3	〇採用職種や受験年齢の制限を拡大し、22年~26年度までの5年間で延べ10職種で151人を採用し、即戦力として活用することにより、組織の活性化を図った。
						OLL I DANIELINANO JIR I CENT	追加し、受験年齢の制限を「30歳 ~34歳」から「~59歳」へ拡大	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	IDCE 7/Co
13	で、人	活躍する 材の登用	高い専門性が求められる分野や特に民間感覚を必要とする事務について、民間企業等で活躍する人材の登用を検討する。	総務部	22年度 以降	○他府県等の事例調査	○人材ニーズの洗い出し、制度の 検討等 ○愛知芸術文化センターに、舞台 芸術の専門家を任期付職員とし て登用(4月)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施) (◎継続実施) (のあいち小児保健医療総合センターに、2次救急全日化及び3次救急へ向けた対応要員を看護部副部長として登用(4月)	○高い専門性や民間的感覚を取り入れるため、必要に応じて民間企業等で活躍する人材を登用した。
13	رح	の人事交	民間企業で培われた専門的な知識 や経験が活かせる事務について、 民間企業等で活躍している人材を 受け入れる人事交流制度の導入を 検討する。		22年度 以降	○他府県等の事例調査	○民間企業等との人事交流制度を 導入 完了				○24年4月から民間企業等からの受け入れを実施。26年度までの3年間で延べ6人の研修生を受け入れた。
13	選	考による 員採用の	教員採用選考試験において、社会 人特別選考を引き続き実施し、民 間企業等での経験や特定の分野 における優れた知識・技能を有する 人材を採用する。	会	毎年度	〇社会人特別採用 25人 小学校 12人 中学校 3人 高校 10人	〇社会人特別採用 16人 小学校 5人 中学校 8人 高校 3人	O社会人特別採用 11人 小学校 1人 中学校 7人 高校 3人	〇社会人特別採用 8人 小学校 1人 高校 7人	〇社会人特別採用 12人 小学校 3人 中学校 4人 高校 5人	〇民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する者を継続的に採用することで、多様な人材を確保することができた。 ・社会人特別採用 72人(22~26年度)
13		度の活用	多様な人材の確保とその効果的な 活用、組織の活性化を図るため、 任期付職員制度の活用を進める。	関係部局	毎年度	○22年4月採用 17人 一定期間内の業務増に対応	○23年4月採用 13人 一定期間内の業務増に対応	○24年4月採用 12人 一定期間内の業務増に対応	〇25年4月採用 21人 一定期間内の業務増に対応	〇26年4月採用 24人 一定期間内の業務増に対応	〇22〜26年度で延べ87人の任期付 職員を採用した。
13		活用	退職するベテラン職員の能力・知識・経験を有効活用するとともに、若手職員に継承するため、引き続き、売勤としての登用を含め、再任用職員を活用する。	関係部局	毎年度	〇常勤再任用職員 22年4月採用 24人 社会福祉、農学、 診療放射線技師、 職業訓練指導員、事務 等	〇常勤再任用職員 23年4月採用 20人 社会福祉、農学、 臨床検査技師、 職業訓練指導員、事務 等	〇常勤再任用職員 24年4月採用 20人 心理、化学、 臨床検査技師、 職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 25年4月採用 25人 心理、薬学、 臨床検査技師、 職業訓練指導員、事務 等	〇常勤再任用職員 26年4月採用 73人 心理、化学、社会福祉 診療放射線技師、 土木、農学、事務 等	○常勤再任用の登用により、退職するベテラン職員の経験等の有効活用と若手職員への継承が可能となった。
14		枚員)の活	退職するベテラン教員の能力・知識・経験を、十分活かすとともに、 若手教員の育成に最大限活用する。	教育委員 会	毎年度	○再任用職員の活用 50人 (初任者研修指導員)	〇再任用職員の活用 68人 (初任者研修指導員)	〇再任用職員の活用 64人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 73人 (初任者研修指導員)	〇再任用職員の活用 124人 (初任者研修指導員)	〇ベテラン教員である再任用職員の 能力・知識・経験を発揮し、初任者に 対して教諭の職務遂行に必要な知識 や技能を指導する体制を継続するこ とで、初任者の資質向上を図ることが できた。

(職員のモチベーションの向上)

7	号	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
н	1.7	事項	れたが正くともで	ЦИЛЬУ	大心时刻	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 次 门车八辆00次米
1	事	₽挑戦制度 ○推進	職員のチャレンジ意欲をさらに向上させるため、本人が自ら培ってきた 能力とスキルを直接希望所属にア ピールし、選考に合格すれば異動 できる「やりたい仕事挑戦制度」を 引き続き推進する。		毎年度	〇応募者 32人(合格者9人) (公募型) 31人(9人) (事業提案型) 1人(0人)	○応募者 28人(合格者13人) (公募型) 17人(10人) (事業提案型) 11人(3人) 〇主要プロジェクト等の重点事業に ついて、事業提案を要件とした募 集を行い、選考に合格した者を、提 案した事業を所管する所属に異動 させる事業提案型を新規に募集	(公募型) 24人(12人) (事業提案型) 4人(2人) (自己申請型) 2人(0人)	〇応募者 64人(合格者30人) (公募型) 55人(28人) (事業提案型) 7人(1人) (自己申請型) 2人(1人)		○22~25年度において延べ154人が 応募し、66人が合格。 ○25年度については、公募途中の応 募状況を周知するなど運用の改善を 図り、応募者を倍増させた。 (H24 30人 → H25 64人)
1	月	弱長との意 見交換など 0実施	組織の一体感を高めるとともに、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざし、組織全体で組織目標や考え方を共有するため、特別職や部局長との意見交換などを実施する。		22年度 以降	○各部局において、部局長との意見 交換などの実施	(継続実施) 〇特別職との意見交換などの実施 方法の検討	(継続実施) 〇各部局において、特別職との意見 交換などの実施 完了			〇特別職や部局長との意見交換などの場を設けることにより、組織全体で組織目標や考え方を共有し、組織の一体感を高めるとともに、使命感を持って仕事に取組む環境づくりを行った。

番号	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
田力	事項	収価の内積	עפוניום	大心时初	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 公 刊
		仕事の質の向上に関する優秀な取組を行った職場・職員に対して表彰を実施する。		22年度 以降	〇「仕事の質」向上運動を試行実施 ・「仕事の質」を向上させるあらゆる 取組を対象として募集・表彰し、 日常的に工夫・改善を行う意識の 定着を図る。 (23年度から本格実施) 〇応募された498件の取組のうち、特 に優秀な取組5件を知事表彰し、取 組内容を県のHP等で紹介					〇22〜25年度において計2,627件の 取組の応募があり、そのうち、特に優 秀な取組を行った職場・職員に対して 知事表彰を実施するとともに、取組内 容を県のHP等で紹介した。
	実施	学校教育において、創意工夫にあ ふれる特色ある教育活動を実践 し、顕著な成果をあげ他の模範とな る教員の愛知県教育委員会教員 表彰を継続して実施する。	会	毎年度	O101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 24人 特別支援学校 6人	O101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	O101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	O101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 22人 特別支援学校 8人		〇優れた教育活動に取り組む教職員 を継続的に表彰することで、教職員 の意欲を高め、資質能力の向上につ ながった。

(職場環境の改善とメンタルヘルス対策)

_	\44N		成日とバグラル・バスススク															
番	号	国別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果							
		77				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
1		実勤務時 の短縮	 時間外勤務の縮減や年次休暇の 計画的な取得促進などにより総実	関係部局	毎年度	○全庁一斉定時退庁日における定時 退庁の徹底(監察の実施)	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇全庁一斉定時退庁日における定時 退庁の徹底を図ることなどで、時間外							
			勤務時間の短縮を図る。			〇時間外勤務の多い職員に関する 実態調査	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	勤務縮減のための意識啓発が図られた。							
						〇「時間外勤務縮減キャンペーン」を					/0							
						実施(7月、11月) 等	(継続実施) ○時間外勤務の縮減に向けて各グル	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)								
						·					•		一プ班長が時間管理を徹底 (通年実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)		
								〇「時間外勤務縮減キャンペーン」 期間中に所属、グループの定時 退庁日を増設	(継続実施)	(継続実施) 〇「グループ定時退庁日」を毎月								
							重点改革プログラム 44 時間外	勤務の縮減		1日以上に拡大								
1	ン	タルヘル	第1次予防であるストレス関連疾患の発症予防や第2次予防であるストレス関連疾患の早期発見・早期治療対策の元実に向けて検討を進め、職場復帰に向けての支援と併せて総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。	関係部局	5 毎年度	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局、職場研修への保健師派遣 ・ストレス高の実施 早期発見・早期治療(第2次予防) ・精神科医師・保健師による相談 ・電話、メール相談窓口の活用 職場復帰・再発予防(第3次予防) ・復帰訓練支援、職場との連携 ○その他(警察) ・メンタルヘルスコンサルタント契約 による幹部セミナー等の実施 等	 ○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・メンタルストレスチェックの実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・契約したメンタルヘルスクリニックで使用できる無料相談券の配布 ・幹部による兆しチェックの実施 	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・自身や周囲の者のメンタルの不調に気付くための教養資料の作成 ・幹部による具体的な声かけ要領に関する教養資料の作成	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 (4~7月実施) ・部局・職場研修への保健師派遣 (年間実施) ・ストレス簡易調査の実施 (6月実施) ※第2次・第3次予防は継続実施	 ●発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 (4~7月実施予定) ・部局・職場研修への保健師派遣(年間実施予定) ・メンタルストレスチェックの実施(6月実施) ※第2次・第3次予防は継続実施 ②その他(警察) ・発症予防(第1次予防) ・係長級昇任者を対象としたメンタルヘルス研修の実施(1月予定) ・発症予防(第2次予防) ・精神科医師による相談体制の充実(月3回→月4回)(4月) 	〇精神疾患に起因する要休業者数(延人数)が、平成15年度~平成21年度までは増加傾向であったが、平成22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。 (参考)要休業者(精神疾患者)の推移(延人員)平成21年度:93人 平成22年度:86人平成23年度:70人 (警察) 〇体制の強化・保健師1人増員(24年度)・心理職1人増員(26年度) ・心の相談専用ダイヤルの開設(22年度)・精神科医師による相談体制の充実(26年度月4回) 〇その他・自身や周囲の者のメンタルの不調に気付くための教養資料等の作成(24年度)							
1	にン	対するメ タルヘル	ストレス関連疾患の発症予防や早期発見のための管理監督者向けの教育研修を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○管理監督者メンタルヘルス研修を 実施(1回)	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	◎継続実施(7月実施予定)	〇精神疾患に起因する要休業者数 (延人数)が、平成15年度~平成21年 度までは増加傾向であったが、平成							
	た施	研修の実		る。		○管理監督者のためのメンタルヘル	○管理監督者のためのメンタルヘル						実施(1回) 〇管理監督者のためのメンタルへル	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	◎継続実施(10月実施予定)	22年度から減少に転じ、以降、減少 傾向にある。

番	_ 個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
Ħ	事項	収制の内谷	마가마	天心时期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次刊 <u>年</u> 八棡の成未
14		早期発見・早期治療のためのメンタ ルヘルス相談を引き続き実施す る。	関係部局	毎年度	○精神科医師、保健師によるメンタル ヘルス相談(面接相談、電話相談、 メール相談)を実施 等	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)		〇精神疾患に起因する要休業者数 (延人数)が、平成15年度〜平成21年度までは増加傾向であったが、平成 22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。 (警察) 〇啓発用ポスターの作成するととも に、携帯型メンタル相談カードを全職 員に配布し、相談窓口の周知を図った。
14	9 職場復帰3 援の実施	職場復帰・再発予防のため精神疾患による休業者の職場復帰支援を引き続き実施する。			○職場復帰訓練に関する相談対応○職場復帰訓練時傷害保険の措置	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇精神疾患に起因する要休業者数 (延人数)が、平成15年度~平成21年 度までは増加傾向であったが、平成 22年度から減少に転じ、以降、減少 傾向にある。

④ 透明性の高い県行政の推進と内部統制の徹底

(透明性の高い県行政の推進)

-	持号	固別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
Œ	7	事項	攻心の四台	עפונום	大 旭时粉	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次刊
1	度	の適正な	透明性の高い県行政を推進するため、引き続き情報公開制度の適正な運用を行う。	全部局	毎年度	○愛知県情報公開条例に基づき、 情報公開制度を適正に運用 ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 40,930件(21年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 25,106件(22年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 37,196件(23年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 36,078件(24年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月頃予定)	○愛知県情報公開条例に基づき、情報公開の適正な運用を行った。
(再	掲札	の対象範 回拡大	透明性、競争性を高め、より一層の 談合防止を図るため、これまでの 取組の成果を検証し、低価格受注 により懸念される諸問題に適切に 対応できるよう必要な対策を講じな	関係部局	毎年度	○建設工事に係る一般競争入札について、試行導入の結果を検証しながら対象範囲の段階的な拡大を検討 ○低入札価格調査制度・最低制限価	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇一般競争入札の適用に努めるとともに、工事の品質確保に影響を与えるダンピング受注対策として実施している低入札価格調査制度・最低制限価格制度についても、23年10月から
			がら、一般競争入札の範囲を段階 的に拡大する。			格制度について、試行導入の結果 を検証しながら本格実施に向けて 検討	(継続実施) ・低入札価格調査制度に係る失格 判断基準及び最低制限価格の試 行対象工種を全工種に拡大する とともに、算定式についても工事 の積算体系に応じて見直しを実施	(継続実施)	(継続実施)		全工種に適用を拡大するなど、より適 正な入札契約事務の執行を推進し た。
1	調ム	達システ	物品調達におけるオープンカウンタ (公開見積競争)の対象範囲を順 次拡大する。	会計局	毎年度	〇オープンカウンタ(公開見積競争) の対象品目について、本庁調達分に「電気製品」を追加 〇地方機関調達分を含め対象品目 の更なる拡大を検討	の対象品目について、本庁調達分に「スポーツ用品」及び「フォーム 印刷」を、地方機関調達分に「スポーツ用品」を追加	〇オープンカウンタ(公開見積競争) の対象品目について、「荒物・雑貨」 及び「医療・理化学・計測機器」を 追加 更に本庁分については、「医薬品・ 試薬・農薬」を追加	〇オープンカウンタ(公開見積競争) の対象品目について、本庁調達分 に「写真機器」を、地方機関調達分 に「学校教材等」を追加	〇オープンカウンタ(公開見積競争) の対象品目について、本庁調達分 に「贈答用品」を、地方機関調達分 に「警察用品・消防防災用品」を追 加	〇オープンカウンタ(公開見積競争)は、見積競争への参加資格を満たしていればインターネットにより広く参加が可能であり、公平性・競争性を高めた。
							○対象品目の更なる拡大を検討	(継続実施)	(〇継続実施)	(◎継続実施)	
1		2約状況の 3表	県が行う入札及び契約の一層の適 正化を図るため、県の支出に係る 契約の情報を県民に公表する。	関係部局	毎年度	〇「契約状況の公表に基づく方針 (平成19年4月)」に基づき、支出 に係る契約の内容等を四半期ご とに、閲覧・県HP掲載等により 公表	(継続実施)	(継続実施)	(〇継続実施)		〇契約事務の一層の適正化が図られるとともに、定例的に実施される一般競争入礼案件が明らかとなったた の記事の入れ参加者が増加することとなり、 透明性・競争性が向上した。

(内部統制の徹底)

番	個別取組	取組の内容	部昌	3局 実施時期	部局 実施時期						第五次行革大綱の成果
ш	事項	水型の下が	נפליום	大心时初	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	另立 公 刊	
15	 3 コンプライア	職員のコンプライアンス意識の徹	関係部局	毎年度	○所属長、職場研修担当班長、出納					 ○職員のコンプライアンス意識の高	
		底を図るための研修を充実する。			員を対象とする研修を実施 ・監査結果や倫理規程等に関する 講義内容を追加 (受講者延べ927人)	(受講者延べ538人) ・実施方法を見直し、県立学校長 を対象とした研修を別に実施	(受講者延べ536人)	(受講者延べ550人)	(◎継続実施)	揚が図られつつある。	

番号	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						- 第五次行革大綱の成果
金万	事項	収組の内容	部向	美 施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行車入棡の成果
154	会計指導検 査の実施	不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを引き続き実施する。	会計局	毎年度	○地方機関を対象とする会計指導検査とともに、事前通知をしない会計指導特別検査を実施 <検査実施> 会計指導検査 120機関 会計指導検査 70機関	〇会計指導検査に加え、地方機関の 物品調達を対象にした納品確認検 査を実施 <検査実施> 会計指導検査 133機関 会計指導特別検査 71機関 納品確認検査 274機関	(継続実施) <検査実施> 会計指導検査 118機関 会計指導特別検査 40機関 納品確認検査 275機関	(継続実施) <検査実施> 会計指導検査 119機関 会計指導特別検査 40機関 納品確認検査 275機関	(◎継続実施) <検査実施> 会計指導検査 119機関(予定) 会計指導特別検査 40機関(予定) 納品確認検査 276機関(予定)	〇納品確認検査は、物品調達事務の 適正な執行や不適正経理の防止を 目的とするもので導入後3年を経過す る現在、特に重大な不適正事案は発 生していないことからも非常に効果的 である。
155	監察の実施	服務規律やコンプライアンス意識の徹底を図るため、抜き打ちの監察を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○全機関を対象とする原則抜き打ち 監察を実施(311機関延べ458回) <22年度監察重点項目> コミュニケーションの円滑化 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(309機関延べ429回) <23年度監察重点項目> 県関係団体等の会計事務の適正な執行 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(309機関延べ471回) <24年度監察重点項目> コンプライアンス意識の高揚 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(309機関延べ473回) <25年度監察重点項目> コンプライアンス意識の高揚時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	(◎継続実施)	〇服務規律の確保やコンプライアン ス意識の高揚が図られつつある。
156		法令に違反する行為等の防止を図 るため、公益通報制度の一層の周 知徹底を図る。	関係部局	高 毎年度	〇コンプライアンス研修や部局研修に おいて、公益通報制度を周知徹底	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇職員のコンプライアンス意識の高 揚が図られつつある。
157		民間における内部統制を重視した 監査手法の習得や事務局職員の 資質向上を図ることにより、経済 性、効率性及び有効性(3E)に重 点を置いた監査に引き続き取り組	監査委員 事務局	毎年度	○事務局監査において、監査法人の 公認会計士の専門的知識を活用 (実施:3団体1県機関) ○全機関を対象として、経済性、効率	〇事務局監査において、監査法人の 公認会計士の専門的知識を活用 (実施:3団体1県機関)	○事務局監査において、監査法人の 公認会計士の専門的知識を活用 (実施:3団体1県機関)	〇事務局監査において、監査法人の 公認会計士の専門的知識を活用 (実施:3団体1県機関)	公認会計士の専門的知識を活用 (対象:3団体1県機関)	〇公認会計士の専門的知識を活用した事務局監査、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた監査及び随時監査(抜き打ち監査)を実施し有効な監査を実施した。
		ボタ しいた 無質におき がかれむとともに、随時監査(抜き打ち監査)を実施するなど、監査機能の一層の充実・強化に取り組む。			○主張関係として、経済は、効果性及び有効性(3E)に重点を置いた 定期監査を実施 〈平成22監査年度重点項目〉 修繕に関する事務、県が団体に対して支出する負担金等	(継続実施) <平成23監査年度重点項目> 一者随意契約、重要物品の管理及 び有効活用等	(継続実施) <平成24監査年度重点項目> リース契約(1年超の長期継続契 約)、行政財産の特別使用許可に 係る使用料の減免等	(継続実施) <平成25監査年度重点項目> 契約の履行確認と支出命令、税外 未収金の債権管理	(◎継続実施) <平成26監査年度重点項目> 単価契約、土地・建物の利活用	カガな血且と大心した。
					〇随時監査(抜き打ち監査)を実施 (実施:7県機関)	〇随時監査(抜き打ち監査)を実施 (実施:5県機関)	○随時監査(抜き打ち監査)を実施 (実施:4県機関)	〇随時監査(抜き打ち監査)を実施 (実施:5県機関)	◎随時監査(抜き打ち監査)を適宜 実施	

⑤ 仕事の工夫・改善や政策形成機能の強化

(「仕事の質」向上運動の推進)

番号	個別取組	取組の内容	部局	実施時期						第五次行革大綱の成果
留方	事項	収組の内谷	即向	关心时别	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次11年入棡の成未
158	向上運動 (仮称)の推	民間のノウハウに学びながら、職員一人ひとりが、各職場において、自主的に日常の仕事の工夫・改善を行う組織となることを目標に、全	総務部	毎年度	○民間や他県の先例に学ぶ職員研修会の開催、新しい運動の方向性を検討	○「仕事の質」向上(グッドジョブ)運 動として本格実施	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇応募件数は年々増加傾向しており、22~25年度の応募件数の合計は 2.627件となっている。
		で11月和職になることで日標に、主 庁運動として仕事の質の向上をめ ざした活動に取り組む。			〇「仕事の質」向上運動を試行実施 ・「仕事の質」を向上させるあらゆる 取組を対象として募集・表彰し、 日常的に工夫・改善を行う意識の 定着を図る。	○グッドジョブ運動の職員専用システムを開設。工夫・改善等の取組事例の応募や、応募された取組の閲覧をよりスムーズに行える環境を整備し、運動を全庁的に推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇職員への啓発のため、毎年度、職員研修会(外部講師による講演や知事表彰事例の紹介)を開催するとともに、24年度からは、応募取組例や他県の先例を紹介する啓発資料を毎月発行するなど、全庁運動を推進した。
					〇応募された498件の取組のうち、特に優秀な取組5件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	〇応募された541件の取組のうち、特 に優秀な取組6件を知事表彰し、取 組内容を県のHP等で紹介	〇応募された744件の取組のうち、特 に優秀な取組7件を知事表彰し、取 組内容を県のHP等で紹介	〇応募された844件の取組のうち、特 に優秀な取組5件を知事表彰し、取 組内容を件のHP等で紹介	(◎継続実施)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(政策形成機能の強化)

	/m r	DJ 75- 40									
番号		別取組 事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
159	画立ける	Z案にお 県民参	施策及び事務事業の企画立案段階からの県民の参画を進めるため、パブリックインボルブメントやワークショップなどを実施する。	関係部局	毎年度	○県民等の意見を予算編成等に反映 するため、事務事業評価調書を2か 月前倒して公表し(9月)、県民意見 を募集	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○22年度は事務事業評価調書について県民意見を募集し、評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催した。
						○事務事業評価の過程を「見える 化」する公開フォーラムを開催	○重点改革プログラムの策定におい て、事業仕分けの手法を取り入れた 外部有識者による公開ヒアリングを 実施		(継続実施)	(◎継続実施)	〇23年度以降は、毎年度、第五次行 革大綱及び重点改革プログラムの取 組項目等について、事業仕分けの手 法を取り入れた外部有識者による公 開ヒアリングを実施し、行政改革の推
						○審議会等への公募による構成員 の参画(22年5月現在 5機関等)	〇審議会等への公募による構成員 の参画(23年5月現在 7機関等)	○審議会等への公募による構成員 の参画(24年5月現在 9機関等)	○審議会等への公募による構成員 の参画 (25年5月現在 12機関等)	○審議会等への公募による構成員 の参画(26年5月現在 14機関等)	進に資する提言を得るとともに、行政改革に対する県民の理解を深めた。 〇審議会等に公募による構成員の登
											用を拡大し、施策等への県民参画を推進した。
160	によ	る県民	県民意見を適切に把握するため、 パブリック・コメント(県民意見提出 制度)など多様な取組を推進する。	全部局	毎年度	〇パブリック・コメントによる県民意見 募集、県政への提言箱、県政世論 調査などの取組を推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	(◎継続実施)	O23年度から「知事と語る集い」を、 テーマを定め、テーマに深く関わる県 民から意見を聴く「知事と語る会」にリ
						○知事と語る集いを開催 (8月:豊川市、春日井市) ○知事のお出かけトークを開催 (8月、11月)	〇大村知事と語る会を開催 (8月:名古屋市、10月:豊橋市、 11月:長久手町)	〇大村知事と語る会を開催 (7月:名古屋市、9月:名古屋市、 12月:豊橋市)	〇大村知事と語る会を開催 (7月:名古屋市、9月:豊橋市、 11月:名古屋市)	◎大村知事と語る会を開催 (7月、9月、11月頃予定)	ニューアルし、より詳細な県民意見を適切に把握するよう努めた。また、24年度から県政世論調査の回数を年1回から年3回に拡充し、多様な項目について調査を行い、県民意見を適切に把握するよう努めた。
161			庁内の知恵、人材や外部との人的 ネットワークの活用など、企画立案	全部局	毎年度	を実施	〇職員提案による「政策提案枠」事業 を実施	主要プロジェクト等の重点事業に	(継続実施)	(◎継続実施)	〇22·23年度の「政策提案枠」、24年 度からの「やりたい仕事応援制度」に
	115		能力の向上を図るためのより多様な取組について検討・推進する。			<22年度採択事業> 「技術伝承システム(建築技術編)」 構築事業	<23年度採択事業> 中小企業に対する経営支援施策の 成功事例集作成事業	ついて、事業提案を要件とした募 集を行い、選考に合格した者を、提 案した事業を所管する所属に異動 させる事業提案型を新設			より職員からの事業提案を実施し、職員の企画立案能力の向上を推進した。 〇23年度からは「事業仕分けの手法
							○重点改革プログラムの策定において、事業仕分けの手法を取り入れた 外部有識者による公開ヒアリングを 実施		(継続実施)	(◎継続実施)	を取り入れた外部有識者による公開 ヒアリング」を実施し、行政改革の取 組についての外部有識者の提言を基 に、随時、取組の方向性や現状・課 題認識などを再検討した。
162	必要や情		業務遂行に必要な知識やノウハウ 等の情報の共有化を推進する。	全部局	毎年度	○「仕事の質」向上運動(個別取組事項158参照)の試行実施において、 取組実施事例や提案、他県事例等 に関する情報の共有化を推進	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ 運動)(個別取組事項158参照)で 応募された工夫・改善等の取組事 例について、閲覧をよりスムーズに	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ 運動)で応募された工夫・改善等の全 取組(22~26年度 計2,627件)につい て、職員専用システムで公開を行い、
							行える職員専用システムを開設し、 情報の共有化を推進				業務に必要なノウハウ等の情報の共 有化を図った。
163	メン	トサイク	より簡素で透明性・実効性の高い 行政マネジメントサイクルの実現を めざして、予算編成・定数組織管理	総務部	22年度 から検討	○県民等の意見を予算編成等に反映 するため、事務事業評価調書を2か 月前倒して公表し(9月)、県民意見	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○事業年度の評価結果に対する県 民等の意見は、22~25年度の4年間 で計1,024件の意見が寄せられるとと
			(前年度)、事業執行(事業年度)、 行政評価(翌年度)という現行の3 年度間にわたるPDCAサイクルの 見直しについて検討する。			を募集 〇事務事業評価の過程を「見える化」 する公開フォーラムを開催					もに、その翌年度の予算編成への評価結果の反映状況を公表するなど、マネジメントサイクルの短縮化・県民参加の方式を確立することができた。
			行政マネジメントサイクルの中で、 行革大綱に位置づける取組を適切		毎年度	○行革大綱に位置づける取組状況を とりまとめ公表	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	〇毎年度、行革大綱に位置づける取 組状況の進行管理をし、着実に推進
	取組管理	且の進行 ■と成果	に進行管理し、着実に推進するとともに、その成果を一層積極的に発信していく。								した。取組の成果については県HPで公表し、積極的な発信を行った。